

# 京都府公立大学法人教職員暫定再雇用規程

令和 5 年 4 月 1 日  
京都府公立大学法人規程第46号

(目的)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）附則第7項の規定により、就業規則附則第5項及び第6項の規定による再雇用（以下「暫定再雇用」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

**第2条** 暫定再雇用の対象となる教職員は、就業規則附則第5項及び第6項に定める者のほか次に掲げる者とする。

- (1) 京都府公立大学法人教職員定年規程第3条の規定により定年延長した者
- (2) 定年前再雇用短時間勤務職員としての任期が満了したことにより退職した者
- (3) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもので、就業規則第29条第2項に定める定年に達したもの
- (4) 前号に該当する者として旧規則（京都府公立大学法人規則第3-6号による改正前の就業規則をいう。）第33条による再雇用又は暫定再雇用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(暫定再雇用の方法)

**第3条** 暫定再雇用は、定年時において当該教職員が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者について行う。

(雇用期間)

**第4条** 暫定再雇用された教職員（以下「暫定再雇用教職員」という。）の雇用期間は、4月1日（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定による有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2又は大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第7条の規定による特例が適用される場合を含む。以下「無期転換」という。）した日）から同日以後における最初の3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

(暫定再雇用教職員の雇用期間の更新)

**第5条** 暫定再雇用教職員の雇用期間の更新は、当該更新直前の雇用期間において、第3条の規定に準ずる者について行う。

- 2 理事長は、暫定再雇用教職員の雇用期間を更新する場合には、あらかじめ教職員の同意を得なければならない。

(試用期間)

**第6条** 暫定再雇用教職員には、試用期間は設けないものとする。

(辞令の交付)

**第7条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、暫定再雇用教職員に対し、その旨を明示した辞令を交付する。ただし、第4号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再雇用を行う場合
- (2) 暫定再雇用の雇用期間を更新する場合
- (3) 暫定再雇用された教職員が異動し、暫定再雇用の定めのない教職員となった場合
- (4) 暫定再雇用の雇用期間の満了により教職員が退職する場合

(暫定再雇用の上限年齢)

**第8条** 第4条及び第5条に定める雇用期間の末日は、65歳に達する日以後における最初の3月31日でなければならない。

(暫定再雇用の上限年齢の特例等)

**第9条** 無期転換した日の属する事業年度の前事業年度において65歳に達している無期転換した教職員の雇用期間の末日は、前条の規定にかかわらず、無期転換した日以後における最初の3月31日とする。

2 前項の場合における無期転換した日から雇用期間の末日までの間の労働条件、服務規律その他就業に関する事項は、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則(京都府公立大学法人規則第4号)の適用を受ける教職員の例による。

(給与)

**第10条** 暫定再雇用教職員の給与に関する事項については、次条に定めるもののほか、京都府公立大学法人教職員給与規程(以下「給与規程」という。)の定めるところによる。

(手当)

**第11条** 暫定再雇用教職員に支給できる手当は、次に掲げる手当とする。

- (1) 地域手当
- (2) 通勤手当
- (3) 単身赴任手当
- (4) 特殊勤務手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 宿日直手当
- (7) 管理職員特別勤務手当
- (8) 夜間勤務手当
- (9) 休日勤務手当
- (10) 管理職手当
- (11) 初任給調整手当
- (12) 期末手当
- (13) 勤勉手当

2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。

(勤務時間、休日及び休暇)

**第12条** 暫定再雇用教職員の勤務時間については、次のとおりとする。

- (1) 常時勤務を要する職に採用された教職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- (2) 短時間勤務の職に採用された教職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり27時間10分または23時間15分を基本とする。ただし、職務執行体制を確保する観点から必要と認める場合は1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で勤務時間を定めることができる。

2 前項及び次条に定めるほか、暫定再雇用教職員の勤務時間休日及び休暇については、京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

**第13条** 退職後引き続いて暫定再雇用された教職員の年次有給休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

2 第5条により雇用期間が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間とする。

3 第1項以外の暫定再雇用教職員の年次休暇は、当該年の中途において新たに教職員となる者として取り扱うものとする。

(懲戒)

**第14条** 暫定再雇用教職員となった日までの引き続き教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第39条の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(補則)

**第15条** この規程に定めるもののほか、暫定再雇用教職員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項は、就業規則第33条に規定する定年前再雇用短時間勤務教職員の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。